

令和3年度高島市病院事業企業職員採用試験実施要項

令和3年度高島市病院事業企業職員採用試験を次のとおり行います。

令和3年10月11日

高島市民病院
事務部 病院総務課

1 採用予定の職種、人員および採用予定日

職 種	採用予定人員	採用予定日
助 産 師	2名	令和4年4月1日
看 護 師	5名	
薬 剤 師	2名	
言語聴覚士	1名	
歯科衛生士	2名	
臨床心理士	1名	

※ 採用試験合格者で採用に同意された方は、合格発表日の翌々月以降の1日付で採用することが可能です。

ただし、採用試験合格者で令和3年度実施予定の国家試験において資格を取得する見込みの方は令和4年4月1日付採用となります。

2 採用予定職種の受験資格、職務内容および勤務時間等

【別表】高島市病院事業企業職員採用予定職種表【令和4年4月1日採用予定】のとおり

3 試験期日等

(1) 試験日および試験会場

ア 試験日 令和3年11月16日（火）

【看護職】 午前8時30分開始

受付時間 午前8時00分から午前8時20分まで

【医療技術職】 午後1時00分開始

受付時間 午後0時30分から午後0時50分まで

イ 試験会場 滋賀県高島市勝野1667番地

高島市民病院 健診棟3階 会議室

(2) 試験方法

ア 筆記試験

課題に対する理解力、文章による表現力等について、筆記試験を行います。

小論文 800字以内

【看護職】

試験時間 午前8時30分から午前9時30分まで（60分）

【医療技術職】

試験時間 午後1時00分から午後2時00分まで（60分）

イ 口述試験

人物、能力等業務に対する適格性について、口述試験を行います。

面接 一人につき20分程度の個別面接または複数人で30～40分程度の集団面接

【看護職】

試験時間 午前9時40分から全受験者終了まで

【医療技術職】

試験時間 午後2時10分から全受験者終了まで

4 合格者の発表

採用試験の結果に基づいて合否を決定の上、令和3年11月下旬に受験者全員に合否結果を通知します。

5 採用および給与等

(1) 合格者には、後日採用に関する所要の手続き等について通知します。

ただし、採用予定日現在で採用予定職種資格免許を失効あるいは国家試験に合格していないなど、受験資格要件に欠ける場合は採用いたしません。

(2) 基本給は、「高島市病院事業企業職員の給与に関する規程」等に基づいて支給します。

助産師・看護師の場合、新卒採用で250,700円（短大3卒以上、初任給調整手当を含む）からとなります。薬剤師の場合新卒採用で260,500円（大学6卒、初任給調整手当を含む）から、言語聴覚士の場合新卒採用で177,400円（短大3卒）から、歯科衛生士の場合新卒採用で166,400円（短大2卒）から、臨床心理士の場合新卒採用で184,700円（大学4卒）からとなります。

いずれの職種も、実務経験による加算を行い基本給を決定します。

この他に賞与（年間2回、令和2年度は計4.45か月分）、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当等を要件および実績に応じて支給します。

※ 上記の額は、いずれも令和3年4月1日現在のものです。薬剤師の初任給調整手当については、令和4年4月1日からの適用となります。

6 受験の申込み手続および受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、高島市民病院事務部病院総務課（〒520-1121 滋賀県高島市勝野1667番地）に請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書（各職種名）請求」と朱書きし、返信用封筒（角型2号封筒：332mm×240mmに120円切手を貼り、あて先を明記したもの）を同封してください。

※ 高島市民病院ホームページに試験実施要項および申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードして使用していただいても結構です。（A4判の白紙に黒色インクで印刷してください。）

(2) 受験の申込み

受験申込書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、高島市民病院事務部病院総務課（人事担当）へ提出してください。

- ① 自筆履歴書（市販用紙）
- ② 6箇月以内に撮影した写真1枚（履歴書に貼付のこと）
（縦40mm×横30mmで正面、上半身、脱帽）
- ③ 卒業見込証明書（既卒有資格者にあつては各資格免許証等の写し）
- ④ 学業成績証明書（既卒者については必要ありません。）

※ 受験票は受験受付期間終了後速やかに発送します。

※ 万一令和3年11月12日（金）までに受験票が届かない場合、病院総務課までご連絡をお願いします。

(3) 受付期間

令和3年10月11日（月）から令和3年11月8日（月）までの執務時間中（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）に受け付けます。

なお、郵送で申込みの場合は、令和3年11月8日（月）必着とします。

7 お問い合わせ等

〒520-1121

滋賀県高島市勝野1667番地

高島市民病院

事務部 病院総務課（人事担当：中村） ☎0740-36-8156（直通）

【別表】

高島市病院事業企業職員採用予定職種表【令和4年4月1日採用予定】

職 種	採用 予定 人員	受 験 資 格		採用時の 配 属 先	職 務 内 容	勤務時間	勤 務 日 等
		年 齢 要 件	資 格 要 件				
助 産 師	2名	昭和47年4月2日 以降に生まれた方	<p>各職種に係る国家資格免許を取得している者。または採用予定日現在において取得見込みの者。</p> <p>また、次のいずれかに該当する方は、年齢・資格要件を満たしていても受験できません。</p> <p>ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 高島市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処された者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p>	看護部 外来診療 透析室 手術室・中央材料室 3階東病棟 4階東病棟 4階南病棟 5階東病棟 5階南病棟 他	外来または病棟等における助産師・看護師業務等	<p>交代勤務(外来)</p> <p>① 8:30～17:15 ②12:15～21:00 ※休憩60分 ※日当直あり</p> <p>交代勤務(病棟)</p> <p>① 8:30～17:15 ②16:30～ 1:15 ③ 0:30～ 9:15 ④16:00～ 9:30 ⑤12:15～21:00 ※休憩60分</p> <p>交代勤務(透析室)</p> <p>① 8:30～17:15 ② 8:00～16:45 ③12:15～21:00 ※休憩60分 ※日当直あり</p> <p>その他の部署 8:30～17:15 ※休憩60分 ※日当直あり</p>	<p>1週あたり5日(38時間45分)の勤務を基本とします。</p> <p>※ 週休日については1週間につき1日以上または4週間を通じ8日とします。</p>
看 護 師	5名	昭和52年4月2日 以降に生まれた方	<p>各職種に係る国家資格免許を取得している者。または採用予定日現在において取得見込みの者。</p> <p>また、次のいずれかに該当する方は、年齢・資格要件を満たしていても受験できません。</p> <p>ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>イ 高島市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>ウ 公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処された者</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</p>	看護部 外来診療 透析室 手術室・中央材料室 3階東病棟 4階東病棟 4階南病棟 5階東病棟 5階南病棟 他	外来または病棟等における助産師・看護師業務等	<p>交代勤務(外来)</p> <p>① 8:30～17:15 ②12:15～21:00 ※休憩60分 ※日当直あり</p> <p>交代勤務(病棟)</p> <p>① 8:30～17:15 ②16:30～ 1:15 ③ 0:30～ 9:15 ④16:00～ 9:30 ⑤12:15～21:00 ※休憩60分</p> <p>交代勤務(透析室)</p> <p>① 8:30～17:15 ② 8:00～16:45 ③12:15～21:00 ※休憩60分 ※日当直あり</p> <p>その他の部署 8:30～17:15 ※休憩60分 ※日当直あり</p>	<p>1週あたり5日(38時間45分)の勤務を基本とします。</p> <p>※ 週休日については1週間につき1日以上または4週間を通じ8日とします。</p>

【別表】

高島市病院事業企業職員採用予定職種表【令和4年4月1日採用予定】

職 種	採用 予定 人員	受 験 資 格		採用時の 配 属 先	職 務 内 容	勤務時間	勤 務 日 等
		年 齢 要 件	資 格 要 件				
薬 剤 師	2名	昭和52年4月2日 以降に生まれた方	各職種に係る国家資格免許を取得している者。または採用予定日現在において取得見込みの者。 また、次のいずれかに該当する方は、年齢・資格要件を満たしていても受験できません。 ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 高島市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処された者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	医療技術部 薬局	外来および入院患者に係る調剤、服薬指導、薬品管理等	日勤 8:30～17:15 ※休憩60分 ※日当直あり	日曜日および土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとします。
言語聴覚士	1名	昭和57年4月2日 以降に生まれた方	ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 高島市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処された者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	医療技術部 リハビリテーション室	外来および入院患者に係るリハビリテーション業務等	日勤 ① 8:30～17:15 ②10:00～18:45 ※休憩60分	1週あたり5日（38時間45分）の勤務を基本とします。 ※ 週休日については1週間につき1日以上または4週間を通じ8日とします。
歯科衛生士	2名	昭和62年4月2日 以降に生まれた方	ウ 公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処された者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	医療技術部 外来医療技術室	外来および入院患者に係る歯科診療補助、歯科予防処置および歯科保健指導業務等	日勤 8:30～17:15 ※休憩60分	日曜日および土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとします。
臨床心理士	1名	昭和62年4月2日 以降に生まれた方	エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	医療技術部 外来医療技術室	外来患者等に係るカウンセリング、心理療法業務等	日勤 8:30～17:15 ※休憩60分	日曜日および土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとします。